

公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー
企業コンベンション誘致支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 コンベンション誘致の都市間競争が激化している状況の下、高松市は、会議施設等の都市機能、これまでの開催実績、また、支店経済都市としての特性などから、競合他都市に比べ、企業コンベンションの誘致に関し優位性がある。この優位性を活かし、高松市のMICE振興及び地域経済の活性化に寄与する企業コンベンションの誘致を推進するため、企業コンベンションの開催地選定の権限を持つ旅行業者等に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 企業

法人格を有する株式会社、有限会社等の会社組織並びに会社組織が直接関与する代理店及び販売店組織

(2) 企業コンベンション

企業が主催するもので、インセンティブツアー、各種セミナー、スポーツ大会（当該企業に属する社員の福利厚生に資するものに限る。）などの関連会議などで営利を目的としない諸行事及びこれに準ずるものをいう。

(3) 旅行業者等

企業コンベンションを主催する企業とは別の企業であり、企業コンベンションを主催する企業から開催地の選定を委任されている又はこれに準ずる企業コンベンションの開催地の決定に係る権限を有している旅行業者及び会議運営事業者

2 前項第3号に掲げる旅行業者とは、旅行業法に基づく旅行業資格を有する事業者とし、会議運営事業者とは、定款等にコンベンションの企画・運営を行うことを定める事業者とする。

(補助対象要件)

第3条 補助金の交付対象は、次のすべてに該当する企業コンベンションの誘致支援事業を行い、その開催が終了したのものとする。

(1) 高松市又は三木町、直島町、綾川町（以下、「近隣町」という。）で開催されるもの

(2) 県外参加者が、高松市又は近隣町に宿泊するもの

(3) 開催期間中及びその前後の県外参加者の延べ宿泊数が50人泊以上のもの

- (4) 次に掲げるもののいずれにも該当しないもの
- ア 宗教及び政治的活動を目的とするもの
 - イ 不特定多数の参加者から入場料を徴収するもの
 - ウ 高松市又は近隣町での開催が提案前より決定しているもの
 - エ その他、理事長が不適當と認めるもの

(補助金額)

第4条 補助金額は、企業コンベンションの県外参加者の宿泊規模に応じ、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 50人泊以上100人泊未満 | 10万円 |
| (2) 100人泊以上200人泊未満 | 20万円 |
| (3) 200人泊以上300人泊未満 | 40万円 |
| (4) 300人泊以上500人泊未満 | 60万円 |
| (5) 500人泊以上 | 100万円 |

2 前項に定める人泊数については、公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー(以下、「財団」という。)の賛助会員の宿泊施設に宿泊した数とし、賛助会員の宿泊施設とは、高松市及び近隣町にある財団賛助会員宿泊施設又は宿泊施設で組織する同業種団体の賛助会員の会員施設とする。

3 同一の企業コンベンションが、複数の日程に分かれて開催される場合は、人泊を合算するものとする。

(認定申請及び決定)

第5条 誘致支援事業を行い補助金の交付を受けようとする旅行者等(以下、「申請者」という。)は、申請者が高松市又は近隣町に誘致しようとする企業コンベンションの企画書等を企業に提出する日の前日までに、高松市企業コンベンション誘致支援事業認定申請書(様式第1号)を財団に提出し、認定を受けなければならない。

2 財団は、前項の申請に係る審査を行い、当該申請が認定すべきものと認めるときは、認定の決定を行い、高松市企業コンベンション誘致支援事業認定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

3 第1項に定める企業とは、本社等、当該企業コンベンションの開催地決定の権限を有している者とする。

(補助金申請及び実績報告)

第6条 本要綱に基づき交付する補助金の交付申請、決定等の手続きについての必要な事項は、財団補助金交付規程による。ただし、同規程第3条第2号に定める収支予算書(様式第2号)及び第7条第1号に定める収支決算書(様式第7号)は、省略することができる。

2 申請者は、補助金申請に関し、以下のものを提出するものとする。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)

- (2) 事業計画書
 - (3) 都道府県別参加者数・延べ宿泊数（予定）一覧表
 - (4) 企業と申請者により交わされた契約書等の写し
- 3 申請者は、補助金実績報告に関し、以下のものを提出するものとする。
- (1) 補助事業実績報告書（様式第6号）
 - (2) 都道府県別参加者数・延べ宿泊数一覧表
 - (3) 宿泊証明書

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(様式第1号)

高松市企業コンベンション誘致支援事業認定申請書

年 月 日

(公財) 高松観光コンベンション・ビューロー
コンベンション推進部長 殿

(申請者)

住 所

団体・企業名

代 表 者

㊟

公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー企業コンベンション誘致支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、誘致支援事業の認定に関し、次のとおり申請します。

1 誘致支援事業（3件以上の場合は別紙）

企業名	事業名	開催時期	延べ 人泊数
		年 月頃	人泊
		年 月頃	人泊

提案先は、本社等企業コンベンションの開催地の決定権を有し、かつ、要綱第3条第4号に該当しないことを確認しました。

2 担当者および連絡先

(担当者名)

(電 話)

(電子メール)

(F A X)

(様式第2号)

高松市企業コンベンション誘致支援事業認定通知書

年 月 日

殿

(公財) 高松観光コンベンション・ビューロー
コンベンション推進部長 ㊟

公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー企業コンベンション誘致支援事業補助金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、次のとおり誘致支援事業に認定します。

1 誘致支援事業

企業名	事業名	開催時期	延べ 人泊数
		年 月頃	人泊
		年 月頃	人泊